

【お知らせ】令和6年度就学援助制度について

就学援助制度 とは？

就学援助制度とは、**お子さまの学校生活に必要な費用の一部を洞爺湖町が援助する制度**です。就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全体の前年所得金額を基準として、洞爺湖町教育委員会が判定します。

なお、申し込みについては下記の要件等をご確認いただき、申し込みをして下さい。
※就学援助費の支給を受けるには、**毎年度申請**が必要となります。

支援対象者

洞爺湖町に在住で、町内の小・中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち、次の**1~5の要件のいずれか一つに該当**すれば、就学援助を受けることができます。

要件	申請に必要な証明書類（コピー可）
1 生活保護を受けている方	なし
2 生活保護の廃止、停止を受けた方 （令和5年度～令和6年度）	なし
3 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書 （申請時に有効期限内証書であること）
4 保護者の失業、倒産等により著しく収入 状態が悪い方	雇用（失業）保険給付証明書等
5 教育委員会が定める所得基準額以下の方	所得を証明する書類（所得のある世帯全員分） ①令和5年分源泉徴収票 ②令和5年分給与支払証明書（R5年、1年間分） ③令和5年分確定申告書、青色申告書（計算書添付） ④令和5年分公的年金等の源泉徴収票、年金証書等

提出書類

- 令和6年度 就学援助費支給申請書
- 申請に必要な証明書類
- 通帳の写し（前年度に認定を受けており、振込先に変更がない場合は必要ありません。）
お子さまの在籍される学校か、教育委員会へ提出してください。

集中受付期間

令和6年1月29日（月）～令和6年3月15日（金）

※受付期間を過ぎても申請は可能ですが、援助費の支給が遅れる場合があります。

申込みから支給まで

【受付期間に提出された方】認定の可否を決定した後、5月中旬頃に通知書を郵送します。

【受付期間外の提出・転入者の方】認定の可否を決定した後、通知書を郵送します。

認定後、就学援助費が支給されます。

※援助の内容によって、支給方法が異なります。

【お問い合わせ】

学校または
洞爺湖町教育委員会 教育推進課（学校教育係）へ

〒049-5692 洞爺湖町栄町58番地
TEL 0142-74-3009 / FAX 0142-76-3216

【参考】所得基準の目安 (世帯全員の所得)

※あくまでも目安であり、家族構成、年齢により細かく異なります。

世帯のモデル (父母30代)		目安の所得	目安の収入
2人世帯	母又は父、子 (小学生1人)	165万円	247万円
3人世帯	両親、子 (小学生1人)	210万円	310万円
4人世帯	両親、子 (小学生2人)	265万円	385万円
5人世帯	両親、子 (中学生1人)、子 (小学生2人)	330万円	465万円
6人世帯	両親、子 (中学生1人)、子 (小学生3人)	380万円	530万円
7人世帯	両親、子 (中学生2人)、子 (小学生3人)	445万円	620万円
8人世帯	両親、子 (高校生1人)、子 (中学生2人)、子 (小学生3人)	485万円	660万円

援助の種類

※支給内容については、諸事情により変更になることがあります

種類	支給額		備考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630円	22,730円	学期ごと、3回に分けて支給
新入学時学用品費	57,060円	63,000円	小学校1年生・中学校1年生に支給 ※入学準備金を支給された方は除く
通学用品費	2年～6年 2,270円	2年～3年 2,270円	小・中学校の 第1学年を除く学年に支給。 学期ごと、3回に分けて支給
給食費	実費		実食数金額を直接給食センターへ支払
通学費	自宅最寄りの停留所から学校最寄りの停留所間の定期代相当額		小学生片道4km以上中学生片道6km以上。 ※スクールバス利用者は該当しません。
修学旅行費	実費	実費	小・中学校で算定された旅行費用
校外活動費	実費	実費	校外学習に必要な交通費・見学科
体育実技用品 (スキー)	現物支給		小学1年・4年、中学1年対象
医療費	実費 個人負担分	実費 個人負担分	トラコーマ・結膜炎(アレルギー-結膜炎除く)・白せん・かいせん及び膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・寄生虫病(虫卵保有含む)う歯(虫歯、保険診療対象分)
PTA会費	実費	実費	各小・中学校で算定された会費
生徒会費		実費	中学校で算定された会費
クラブ活動費		実費	中学校で算定された体育文化後援会費
卒業アルバム代等	実費	実費	各小・中学校で算定された卒業アルバム代
オンライン学習通信費	上限月額1,250円	上限月額1,250円	学期ごと、3回に分けて支給 (オンライン学習通信費が発生した月のみ支給)

生活保護適用の児童生徒は、修学旅行費と医療費のみ対象となります。